

# Money&Investment

ウイークデーの昼下がりに。「たいきちマネー相談所」は相談者もなく静かです。新衣紗は大学へ行き、鯛吉はひとり、パソコンに向かっています。そこへ珍しい人が訪ねてきました。

り「こんな日は。あら、ずいぶん暇ぞうね。  
たいきち 奥さん、いきなり皮肉ですか。わざわざ相談所に来てくれるなんて、どう  
いう風の吹き回しですか。  
り「おじやまじやないかしら。実は年金についてなんだけど、私、よく知らなくて。パパも定年まであと10年。老後のお金とか、まじめに考えた方がいいかなと思って。  
たいきち 日本の年金制度は複雑ですからね。ところで先日お話しした第3号被保険者って、覚えてますか？  
り「 専業主婦の年金ね。  
たいきち 年金制度では会社員や公務員を第2号被保険者と呼び、その配偶者を専業主婦(夫)を第3号と呼びます。自分で保険料を払わなくても、一定の年齢になると老齢基礎年金を受け取れます。  
り「 私の方は、パパが払

## はじめの一家 修業中

ってくれているんでしょう？  
たいきち 自分の保険料は夫が納めていると思うている妻も多いようですが、実は違います。第3号被保険者の年金については、第2号の加入者全員で負担しています。  
り「 専業主婦は子育てや介護で忙しいので、みんなを助けてくれるのかしら。  
たいきち 結婚しても会社を辞めずに働き続ける妻は、ずっと第2号被保険者です。一方、自営業者など第1号被保険者の妻は専業主婦でも第1号として自分で保険料を払っています。シングル女性の夫も、第1号や第2号として保険料を納めています。  
り「 第3号だけ、保険料を払っていないのね。  
たいきち 現在の仕組みは1986年から始まりました。当時は、女性は結婚すると仕事を辞め、家庭に入るケースが多く、社会進出もほとんど活発ではありませんでした。その後、専業主婦よりも共働き世帯の方が多くなり、第3号は廃止されているという批判が強くなりました。  
り「 私が結婚したときは周りで専業主婦の人が多かったわ。パパも「家庭に入って俺を支えてくれ」って……。  
たいきち ちなみに奥さん

# パートに新たな年収の壁

は結婚前は働いていたので第2号でしたが、先のことですが、藤志郎さんが定年になると奥さんは第1号に変わります。  
り「 もし、その前にパパがクビになったら？  
たいきち 藤志郎さんが定年前に脱サラしたり、失業したりすると、やはり奥さんは第1号になります。そのあと企業に再就職すれば、また第3号に。奥さん自身がフルタイムで働き始めると第2号になります。  
り「 主婦の年金って、くぐる変わるのねえ。  
にいさ ただいま、お客さんかと思つたらならんんだ、ママじゃな。  
り「 鯛吉さんに年金のことを教えてもらっていたの。老後を考えるという不安でしょ。実はパートで働くことも考えているのよ。  
にいさ それ、いいかも。うちは住宅ローンが残っているから、ママも働いて、早く返した方がいいよ。  
たいきち 実はパートで働く主婦には本当はもっと働けるのにセーフしている人がいます。「1300万円の壁」という言葉を存じですか？  
り「、にいさ、壁？  
たいきち 第3号被保険者には、第2号に扶養されている配偶者で年収1300万円未満の条件があります。パートで働く主婦も1300万円以上稼働すると第3号ではなくなり、自分で年金や健康保険の保険料を払わなければなりません。そうすると世帯の手取りが減る可能性があるため、働く時間を調整する必要があります。  
り「 手取りが減るのは痛いね。  
たいきち もうひとつ「103万円の壁」もよく言われます。年収が103万円を超えると所得税がかかります。夫の配偶者控除が使えなくなり、夫の税金が増えたり、夫の会社の配偶者手当が減ったりして、やはり世帯の手取りが減ることがあります。政府は壁の存在が女性の就業意欲をそいでいると考えています。制度の見直し議論が出てくるのはそのためです。  
り「 主婦はもっと働けというところかしら。  
たいきち 2016年10月からはパートの厚生年金の適用が拡大されます。週30時間以上の勤務時間が20時間以上に緩和され、130万円の壁が106万円に下がります。それまで第3号だったパート主婦も基準を満たすと第2号になるので保険料を払わなければなりません。当初は大手

### 主婦の年金 働き方で変動

## 就労促進へ制度見直し進む

みずほ総合研究所 上席主任研究員 堀江 奈保子さん



安倍政権が女性の活躍推進を打ち出し、第3号被保険者や配偶者控除に見直し議論が出ています。専業主婦の就労を促し、労働力人口の減少に歯止めを掛けたいとの思惑もあります。第3号の制度ができた当初は女性の年金権を確立したことで評価されましたが、最近では妻が働く時間を調整する要因として注目されています。  
これらの見直し議論は過去に出たことは消えてきました。実現の可能性を考えると徹底より縮小の方向でしょう。パートの厚生年金適用拡大もその一環です。国は働き方の選択に中立な税制・社会保障を掲げており、多く働く手取りが減るような制度は見直されていくでしょう。世帯の収入を夫だけに頼るのはリスクがあります。主婦も働けるなら働いて収入を得るライフスタイルを築くことが、本人にも日本経済にもプラスになるのではないのでしょうか。

企業に勤める約25万人が対象ですが、政府は先行き対象者を増やす考えのようです。  
にいさ ママもやがては第2号になるのかな？  
たいきち 厚生年金に入れば受け取る年金額が増え、病気や出産の際には健康保険から手当が出るといったメリットもあります。社会保険労務士の望月厚子さんは「自分のライフスタイルや家計の状況に見合った働き方を選ぶ、といいでしょ」と話しています。目先の手取りを重視するか、働きがいや将来の収入増を目指すか、よく考えたいですね。  
り「 新衣紗は結婚しても

子どもを産んでも、仕事を辞めちゃだめよ。子どもの面倒は私が見てあげるから。  
にいさ 私の話か。まだ就職してないんだけど……。



初野新衣紗 (はじめの・にいさ、20) 大学で金融を勉強中  
初野藤志郎 (はじめの・とろう、50) 利子の面親  
有賀鯛吉 (ありが、47) 新衣紗のファイナンシャルプランナー